

# 利用申込みに必要な書類

## A. 全ての方に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設利用申込書
- ② 保育施設利用申込みの児童調査書
- ③ 保育の必要性事由を証明する書類(就労証明書や診断書等)
- ※ ④ 代表者の本人確認書類(郵送の場合は両面コピー)
- ※ ⑤ 同居の家族全員のマイナンバー確認書類
- ⑥ 誓約書・保育施設利用申込受理通知
- ⑦ 切手の貼ってある返信用封筒(4月1次申込以外で、窓口提出の場合に限り不要)

郵送申込みの場合は、必ず「本人確認書類・マイナンバー確認書類貼付台紙」に※の書類(④⑤)のコピーを貼り付けしてください(窓口申込みの方もこの台紙をご利用いただけます)。

①②④⑥の提出がない、又は未記入により、入所審査を行えない場合がありますので、ご注意ください!

就労先等から申込書類のコピーの提出を求められている場合、必ず提出前にご自身でコピーをおとりください。保育課に提出した後の書類のコピーをお渡しすることはできませんので、ご注意ください。

## B. 下記に該当する方に必要な書類

条件	必要書類
児童本人又はきょうだいを認可保育施設以外に預けている場合(認可外保育施設、幼稚園、企業主導型保育事業、ベビーシッターなど) 児童本人が認可保育施設一時預かりを週に1回以上定期的に利用している場合	⑧保育証明書
2024年1月1日 又は 2025年1月1日時点で、 父母の住民登録が藤沢市外にあった場合 ※1	■2024年1月1日時点で市外在住(2025年4月～8月入所希望に限る) →⑨-1 令和6年度住民税課税証明書 ■2025年1月1日時点で市外在住 →⑨-2 令和7年度住民税課税証明書
ひとり親世帯	⑩戸籍謄本(全部事項証明) *発行日から1か月以内のもの
藤沢市へ転入予定	⑪転入に関する申立書 ⑫転入先の詳細を確認できる書類 } 両方 ※2
父母のいずれかが、入所に伴い、市内の認可保育施設、藤沢型認定保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭、保育補助者として、育児休業から復職又は新たに就労開始する場合(転園申請を除く)	■ 保育士又は幼稚園教諭として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 ⑭保育士証(幼稚園教諭の普通免許状)の写し } 全て ■ 保育補助者として復職又は就労開始(内定) →③就労証明書 ⑬保育園(幼稚園)等の就労に関する誓約書兼証明書 } 両方
(4月入所申込みのみ可能)出産前申込みの場合	母子手帳のコピー(表紙 及び 分娩予定日が記載されているページの2か所)

※1 2023年中・2024年中に海外収入がある場合は、日本語訳付きの収入証明(給与明細や源泉徴収票)のご提出が必要です。

※2 藤沢市民の方との同居による転入予定の場合、⑫転入先の詳細を確認できる書類は不要です。

## 注意

申込み時点で、次のような場合は、提出書類としては無効の取り扱いとなりますのでご注意ください。

- ・フリクションペン・鉛筆など、消せる筆記用具で記入されたもの
- ・書類の内容と申込み時点の内容が異なる場合(既に退職している就労先の就労証明書 など)
- ・発行日(証明日)から3か月以上経過しているもの(④⑤⑨⑩⑫⑭を除く)



申込書類の書式は年度ごとに異なる場合があります。  
ホームページからダウンロードする場合は、必ず令和7年度申込み用の様式であるかを確認してください。  
過去の年度の様式書類を令和7年度の入所申込みに使用することはできません。